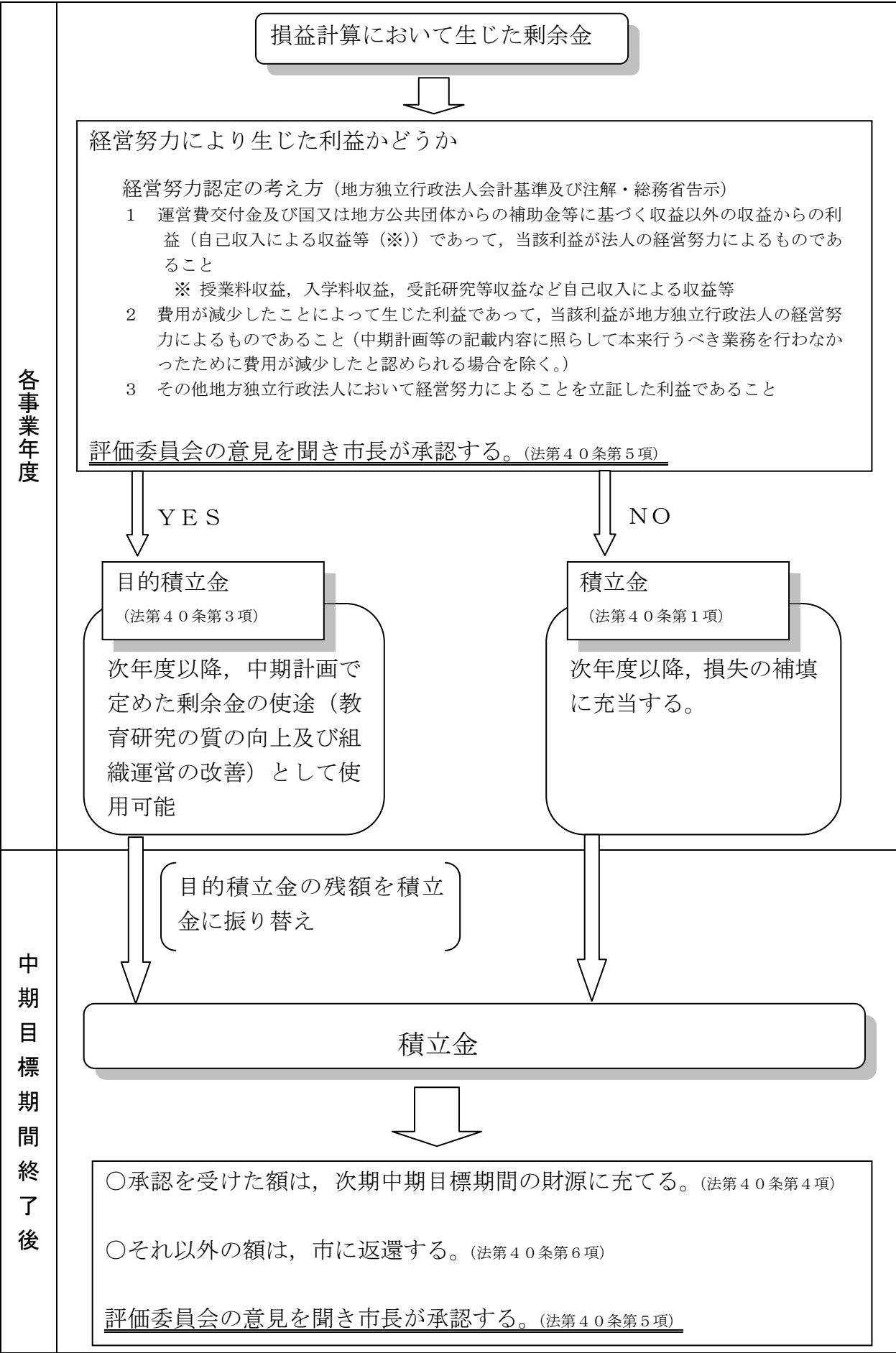




法：地方独立行政法人法

地方独立行政法人法

(利益及び損失の処理等)

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 略

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

7 略

地方独立行政法人会計基準及び注解 (平成24年3月30日 総務省告示第140号改訂)

<参考> 経営努力認定の考え方について

1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」(承認前にあっては「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」)は、当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。

2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというのではなく、合理的な使途でなければならない。

3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。

4 具体的には、以下の考え方によるものとする。

(1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益(「第24行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。)から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること

(2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること(中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。)

(3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること